大山町タクシー助成制度

自宅から目的地までのタクシー料金を
週に１回半額助成　します

対 象 者

町内に住所を有する方 かつ 大山町外出支援サービス事業 を利用していない方で、
次の１つでも当てはまる方が対象です

- □ **65 歳以上**
- □ **要介護（要支援）** 認定者
- □ **身体障害者手帳** の総合等級が 1 級又は 2 級（下肢機能障害 3 級又は 4 級を含む）
- □ **療育手帳** 所有者
- □ **精神障害者保健福祉手帳** 所有者

助 成 範 囲	助 成 額
(1) 大山町内 **(2) 鳥取県中部・西部の医療機関** 健康保険適用の医療機関で受診目的の場合のみ （お見舞いや整体には使えません）	**タクシー料金の** **2 分の 1** 【例外】料金が 1,000 円未満の場合は、 利用者は 500 円を負担してください

片道・往復利用どちらも〇

（有）日興タクシー（0859-54-2101）　限定

まずは役場で手続きをして「登録証」を

(有)日興タクシーを利用する際、最初に「登録証」を提示すると
その場で料金が値引きされます



大山町役場
まちづくり課

お気軽にお問い合わせください
0859-54-5202

作成日:R8.4.1